

入院期間が180日を超える入院

入院医療の必要性が低いが、患者様の事情により180日を超えて入院する患者様については、180日を超えた日以降の入院料及びその療養に伴う世話その他看護に係る料金として、別に厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じた点数に、1点を10円とした額を徴収いたします。

なお、下記に該当する場合はこの限りではありません。

1. 難病患者等入院診療加算を算定する患者
2. 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
3. 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
4. 悪性新生物に対する腫瘍用薬(重篤な副作用を有するものに限る。)を投与している状態
5. 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態
6. ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
7. 人工呼吸器を使用している状態
8. 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態
9. 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態
10. 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
11. 呼吸管理を実施している状態
12. 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
13. 肺炎等に対する治療を実施している状態
14. 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
15. 15歳未満の患者
16. 昭和49年5月14日厚生省発児第128号厚生事務次官通知「小児慢性特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を受けている患者
17. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条の育成医療の給付を受けている患者

上記1～17以外については、1日当たり2,200円(税込)を徴収いたします。

一般病棟入院基本料